

桜井環境行動6とエコタウン桜井

地球にやさしい生活のすすめ

桜井駅周辺地区まちづくり委員会では、環境にやさしいまちづくりのため、「地球にやさしい生活をしよう～桜井環境行動6～」を定めるとともに、「エコタウン桜井」の建設を提案し、実現しています。

エコタウン桜井の住宅を参考にいただき、地球にやさしい生活をしましょう。

桜井 環境行動6

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 行動1. 草花や樹木を育てよう | 行動4. ごみは正しく分別し、使えるものはリサイクルしよう |
| 行動2. 自動車よりも自転車に乗りよう | 行動5. 生ごみをたい肥にして、活用しよう |
| 行動3. 水はできるだけ汚さないで、大切に使う | 行動6. 地域のまちづくり活動に積極的に参加しよう |



エコタウン桜井

桜井の四季、里の彩り

.....エコタウン桜井は地球にやさしい環境共生型の住まいです。.....

エコタウン桜井は、環境共生型住宅を普及するために整備されたモデル住宅です。また、安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業に伴う仮移転用住宅として実際に活用されています。住まいづくりにあたっては、「桜井環境行動6」を実践するため、環境に配慮した様々な住宅設備を採用するとともに外構にも工夫を凝らしています。



ようこそ 私たちのまちへ



安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業地区内では、地球にやさしいまちづくりのため、桜井まちづくり憲章、家を建てる際の独自のルール(桜井まちなみ景観ルール)及び地球にやさしい生活をするための桜井環境行動6を定めています。

これらのルールを守り、住みよいまちづくりを進めましょう。

桜井駅周辺地区まちづくり委員会

桜井まちづくり憲章

す 住みやすく愛着のある美しい桜井にするために...
みんなで憲章を守りましょう。

- ①歴史や文化を大切にし、孫子の代まで誇りを持てるまちをつくりましょう。
- ②田園風景になじむよう、緑豊かな美しいまちなみをつくりましょう。
- ③温かい地域の絆を受け継いで、周囲に配慮した建物をつくりましょう。



問い合わせ先/桜井駅周辺地区まちづくり委員会事務局

安城市役所区画整理課 TEL:0566-76-1111(代表)/0566-71-2246(直通) FAX:0566-76-0066

桜井まちなみ景観ルール

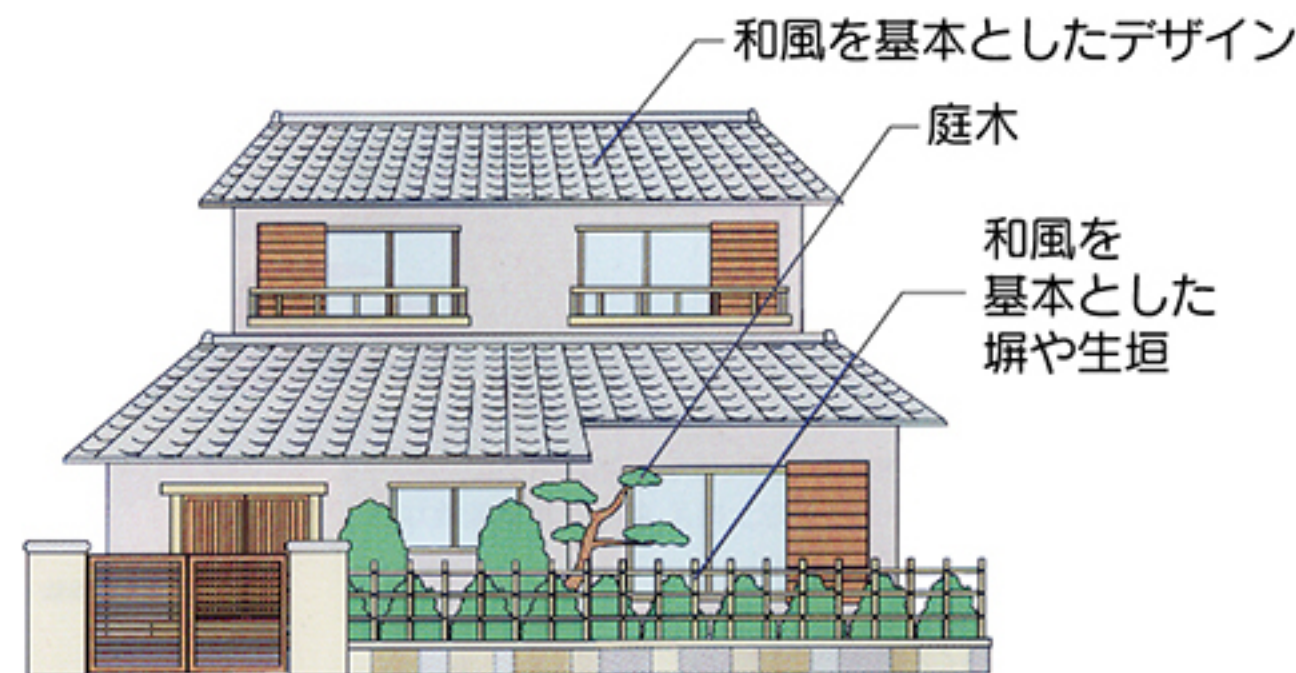
景観保全地区

<ルール>

- 和風な建物の場合
- 1.趣のあるまちなみの雰囲気を守るため、建物の外観は、和風を基本としたデザインとしてください。
- 2.道路沿いにはできるだけ和風を基本としたデザインの塀や生垣をつくってください。
- 3.緑豊かなまちなみの雰囲気を守るため、庭木などで緑化してください。
- 洋風な建物の場合
- 1.和風のまちなみに調和する形状、色彩としてください。
- 2.屋根の形状は切妻屋根としてください。
- 3.色彩について、屋根は黒系または茶系の濃い目の色、壁面は無彩色（白～黒）または茶系としてください。
- 4.外溝では道路境界沿いにブロック積み等を行う場合は御影石など自然石もしくは自然石風のブロックなどとしてください。

<まちなみのイメージ>

桜井城址が程近くにあり、歴史の散歩コースにもなっている地区であることから、和風の落ち着いた雰囲気と、生垣や庭木などの緑を残したまちなみをつくりましょう。



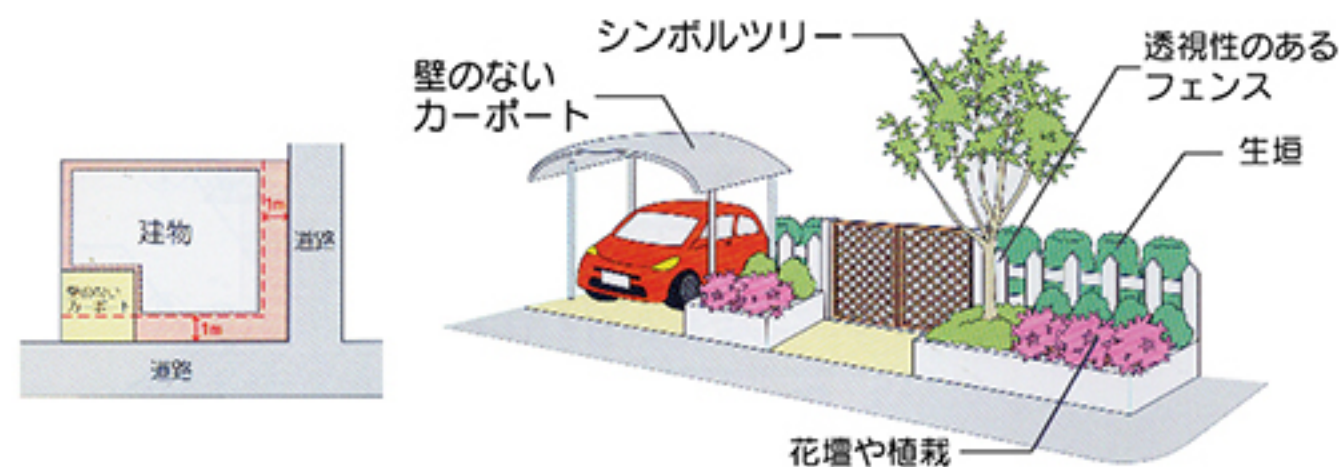
うるおい重点地区

<ルール>

- 1.ゆとりのあるまちなみをつくるため、道路境界線より1m以上、建物の外壁（車庫は含みますが、壁のないカーポートは除く）を後退させてください。
- 2.うるおいのあるまちなみをつくるため、道路沿いにシンボルツリーを1本以上植え、また、花壇や植栽などで緑化してください。
- 3.圧迫感のない明るいまちなみをつくるため、道路沿いに塀をつくる場合は、ブロックなどの目隠し塀は避け、生垣や透視性のあるフェンスなどとしてください。

<まちなみのイメージ>

先行して住宅の建設が進む地区であることから、他地区のモデルとなるような公園を取り囲んだ緑豊かなうるおいのある低層住宅地をつくりましょう。



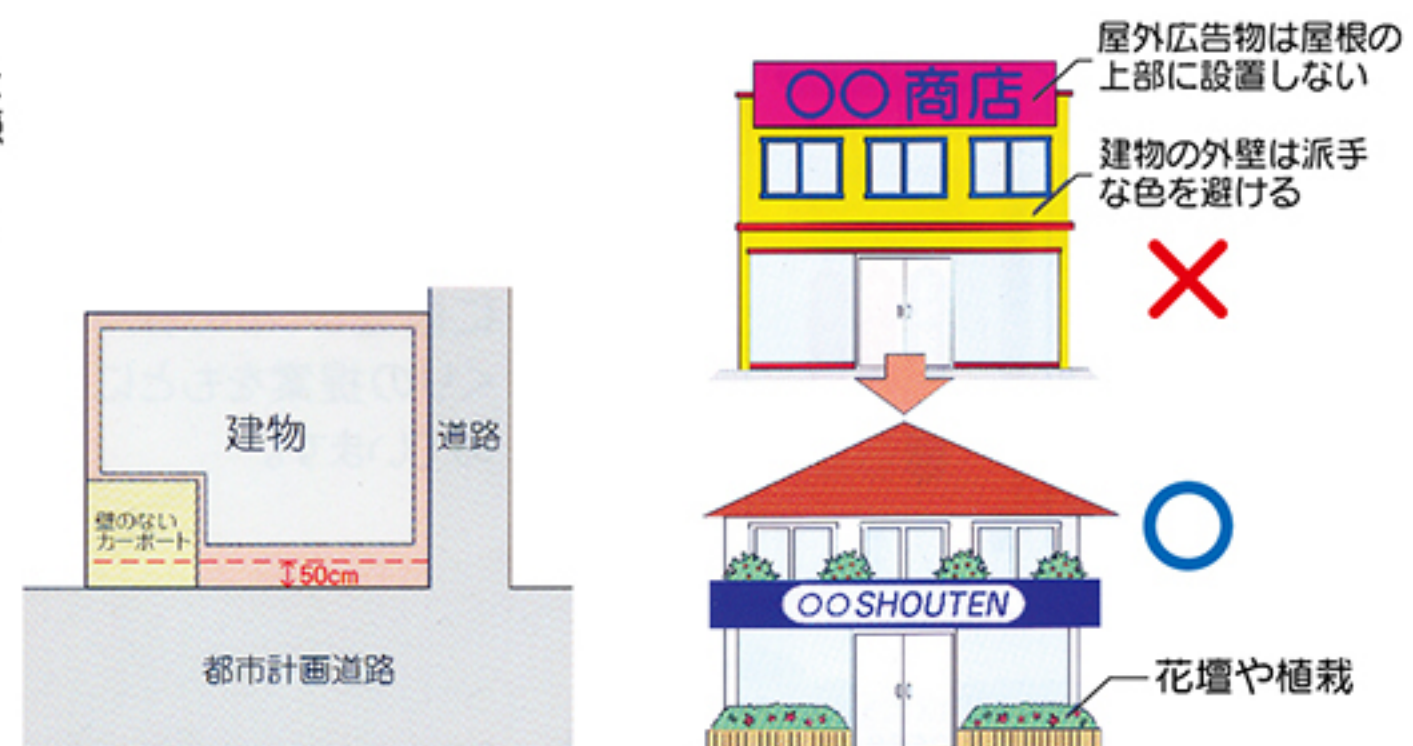
景観重点地区

<ルール>

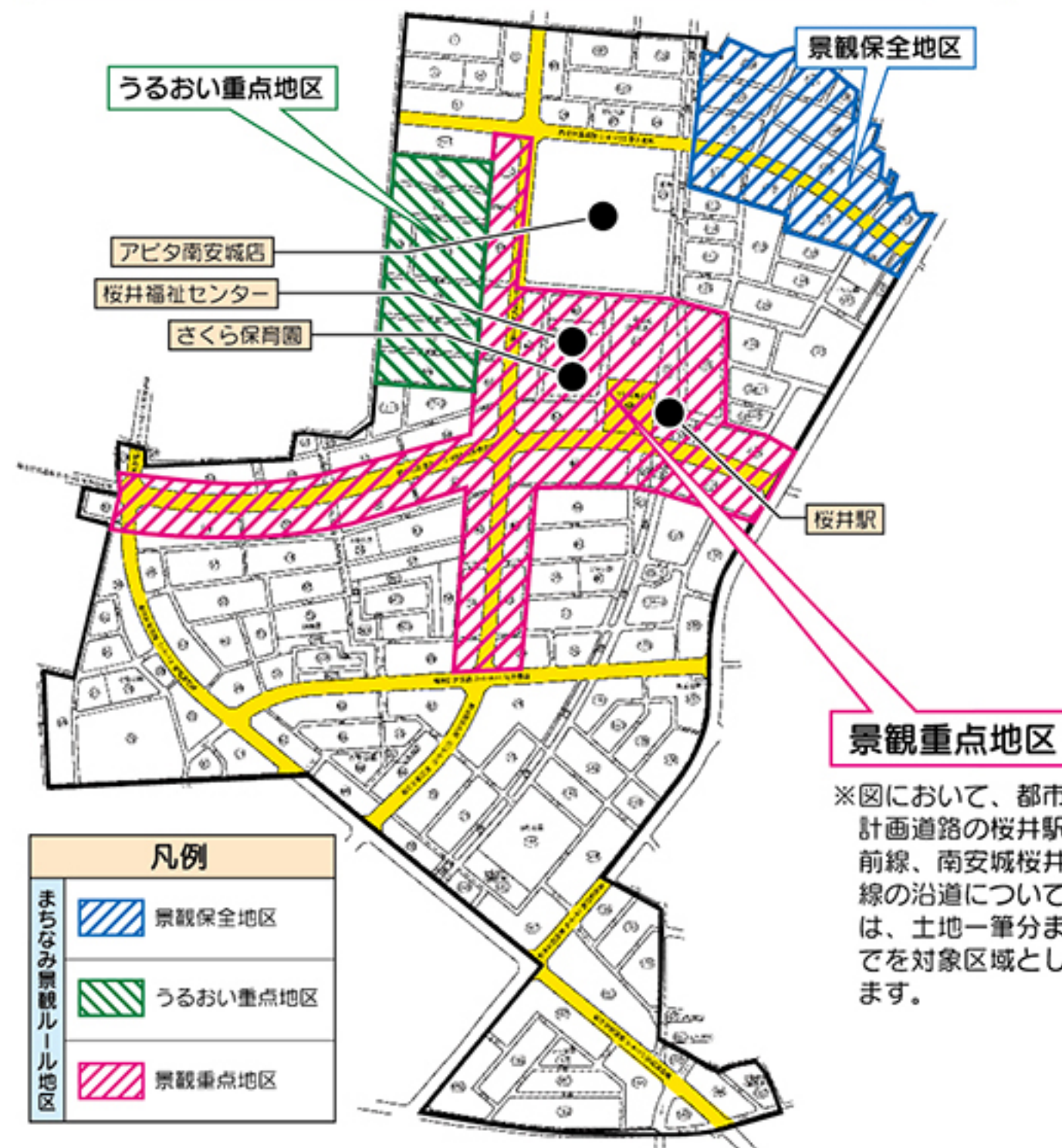
- 1.ゆとりとうるおいのあるまちなみをつくるため、都市計画道路の道路境界線より50cm以上、建物の外壁（車庫は含みますが、壁のないカーポートは除く）を後退させ、花壇や植栽などで緑化してください。
- 2.圧迫感がなく歩いて楽しいまちなみにするため、都市計画道路沿いはブロック塀などの目隠し塀は避けてください。
- 3.落ち着いたまちなみをつくるため、屋外広告物は屋根の上部に設置しないでください。

<まちなみのイメージ>

・桜井駅前線沿いは、桜井駅とデンパークを結ぶ地区であることから、歩いて楽しいおしゃれなまちなみをつくりましょう。
・南南城桜井線沿いは、大型店ができ、桜井と他地区を結ぶ交通量の多い地区になることから、規模の大きさを感じるまちなみをつくりましょう。



まちなみ景観ルール対象区域図



全地区

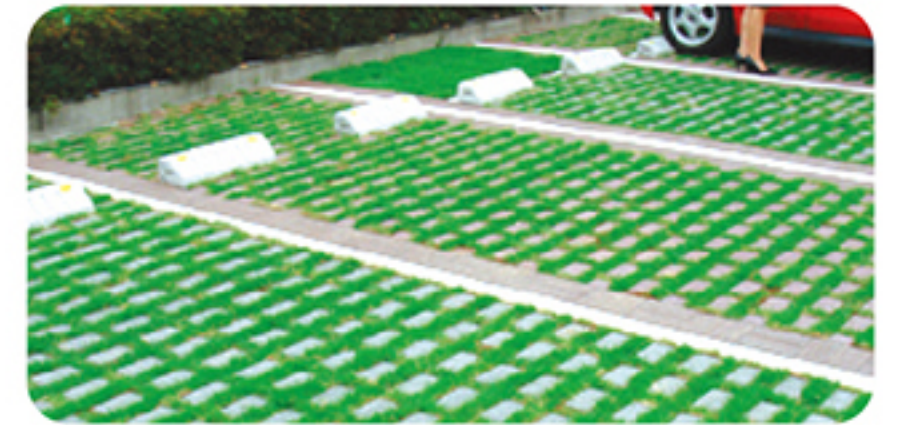
<ルール>

うるおいのあるまちなみにするため、道路沿いの駐車場の一部を緑化してください。

●住宅の場合の例



●店舗の場合の例



緑づくりの補助事業

緑化面積が80㎡以内はこちら

生垣設置等奨励補助金制度

①生垣設置事業

住宅や店舗において、公道沿いに生垣を設置する場合、その費用の一部を補助します。

対象区域 市内全域（市街地、市街地調整区域）

- 条件 ●公道境界から3m以内の場所に設置すること。
- 生垣は、延長2m以上で、1m当たり2本以上植栽すること。
- 樹木の高さは、住宅地は90cm以上、店舗は30cm以上であること。
- 生垣に使うブロック積み等は、60cm以下の高さとする。
- 補助額 ●対象経費の2分の1以内で、以下の条件を満たす額。
- 【市街地調整区域】60,000円以内 【市街地調整区域】40,000円以内
- ブロック積みから生垣へ変える場合は、対象経費の3分の2以内で、限度額80,000円以内。
- 対象経費 ●苗木（樹木）・植栽土・垣根用資材等に類する経費。

②駐車場緑化事業

住宅や店舗において、公道に面している駐車場を緑化する場合、その費用の一部を負担します。

対象区域 市街地調整区域

- 条件 ●緑化面積が2.5㎡以上、駐車場面積の20%以上が緑化されていること。
- タイヤが踏む部分に緑化保護資材等を使用すること。
- プランター等、移動可能なものでないこと。
- 補助額 ●対象経費の2分の1以内で、限度額60,000円以内。
- 対象経費 ●地被植物等の植栽、植栽土、緑化保護資材等これに類する経費。
- ※緑化面積は、緑化保護資材の面積×各資材の緑化率で算出します。

③街並み緑化事業

住宅や店舗において、公道面している場所に樹木を植栽する場合、苗木代などを補助します。

対象区域 市街地調整区域

- 条件 ●公道境界から3m以内の場所に植栽すること。
- 高木の場合1本以上、低木の場合は4本以上植栽すること。
- プランター等、移動可能なものでないこと。
- 芝生、草花、高さ30cm未満の樹木は対象外です。
- 補助額 ●対象経費の2分の1以内で、限度額60,000円以内。
- 樹木1本あたりの上限額（補助額）
- 高木3.0m以上 15,000円、中木1.5m以上3.0m未満 4,000円
- 低木0.3m以上1.5m以上3.0m未満 1,000円
- 対象経費 ●苗木（樹木）・植栽土・緑化資材費等これに類する経費。
- 自ら植栽する場合は、苗木の購入費用。

緑化面積が80㎡を超える場合はこちら

安城市都市緑化推進事業補助制度

あいち森と緑づくり税を財源に、民有地の緑化を補助します。

対象区域 市街地調整区域、市街地調整区域の既存集落

- 条件 ●新たに緑化する面積が80㎡以上であること。（生垣の場合は、50m以上であること）
- あいち森と緑づくり税を活用した事業を示す看板を設置すること。
- 補助対象の緑化施設を適正に維持管理すること。
- 補助額 ●対象経費の2分の1以内で、以下の条件を満たす額。
- 【屋上・壁面緑化】 緑化対象面積×30,000円以内 【駐車場緑化】 緑化対象面積×20,000円以内
- 【空地緑化】 緑化対象面積×15,000円以内 【空地緑化】 生垣延長×5,000円以内
- 限度額 総額 500万円以下（但し、最低10万円以上）
- 対象経費 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、空地緑化の次の費用。
- 植栽費・植栽土費・かん水設備費・樹木整備費等これに類する費用。